**第１８回大阪府障がい者差別解消協議会**

日時：令和４年６月23日　木曜日　午前10時00分から12時00分

場所　大阪赤十字会館301会議室

出席委員

　大竹　浩司　 　公益社団法人大阪聴力障害者協会会長

　坂本　ヒロ子 　社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長

　佐々木　祥光 　有限会社ササキセキュリティー取締役部長

　柴原　浩嗣 　一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

◎関川　芳孝 　大阪公立大学大学院現代システム科学研究科兼

　現代システム科学域教育福祉学類　教授

　髙橋　あい子 　一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会会長

　堤添　隆弘 　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進室室長

　長尾　喜一郎　　一般社団法人大阪精神科病院協会会長

　南條　正幸　 　関西鉄道協会専務理事

　南野　和人 　日本チェーンストア協会関西支部事務局長

　西尾　元秀 　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議事務局長

　久澤　貢 　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

　福島　豪 　関西大学法学部教授

　前川　たかし　　一般社団法人大阪府医師会理事

　藪本　青吾　　　大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会委員

◎　会長

オブザーバー

　大阪法務局人権擁護部第二課長

　大阪労働局職業安定部職業対策課長　代理

　近畿運輸局交通政策部バリアフリー推進課長

　市長会代表市担当課長

　町村長会代表町村担当課長　代理

＜　＞　オブザーバー発言者

○事務局　「第１８回大阪府障がい者差別解消協議会」を開催させていただきます。委員の皆さまにおかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

　開催にあたりまして、障がい福祉室長より一言ごあいさつを申し上げます。

○事務局　皆さま、おはようございます。福祉部障がい福祉室長でございます。

　本日は、委員の皆さま方、大変ご多忙のなか、この協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆さま方には、日頃より大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解・ご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

　さて、この障がい者差別解消協議会についてですが、昨年、大阪府の条例であります障がい者差別解消条例を改正いたしまして、そのなかで、事業者による合理的配慮は、それまで努力義務だったのですが、法的義務に改めまして進めてきたところでございます。

　ただ、条例改正後、事業者の皆さま方の理解とご協力がなければ進まないということになりまして、その取組みを進めるためにも、障がい者差別解消協議会の皆さま方のご意見やご協力をいただきまして、しっかりと啓発や相談体制の取組みを進めて参りたいと思っているところでございます。

　そして、国においても、障害者差別解消法の改正がなされまして、施行はまだですが、基本方針を国のほうでも改めるということで、障害者政策委員会においてご協議をいただいているというところでございます。その取組みに先立ちまして、大阪府では、条例改正をして取組みを進めているところであります。

　去年１年を見ますと、医療的ケア児の支援法ができまして、今年に入りまして、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法もできたところであります。

　そうしたところを見ますと、行政はもとより、事業者の皆さま方に合理的配慮を進めて頂くということと、その前提となる環境の整備をしっかり進めていかないといけないのではないかと考えております。

　大阪府としても、この環境整備はもちろんですが、障がい者の差別解消のための障がい者理解をしっかり進めるためには、啓発が重要であると考えています。また、障がい者差別解消に向けた相談体制も、市町村と一緒になってしっかりと進めていかなければなりません。そして、差別の事例が起こったときには、しっかりと必要な調整やあっせんも含めた取組みが必要になってまいります。

　我々としても、一層、障がい者の権利擁護を進めていくという取組みをしっかりと進めていきたいと思っておりますので、委員の皆さま方には、引き続きご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

　本日の協議会の議題では、委員の改選後初めての会議ということで、会長の選出と、差別が起こったときの協議や、大阪府の差別解消の取組みについてのアドバイスをいただく合議体の今年度の運営方法について、また、昨年１年に大阪府が取り組んできた活動報告の内容についてのご報告をさせていただきたいと思っておりますので、皆さま方の忌憚（きたん）のないご意見をいただければと思っております。

　結びになりますが、委員の皆さま方には、大阪府の障がい者差別解消の取組みに向けまして、引き続きご理解・ご協力をお願いいたしまして、私からのごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　それでは、次に委員のご紹介をさせていただきます。今年度は委員の改選を行っております。前回と委員構成に変更はございませんが、改選後、初めての会議となりますので、改めてご出席の委員の皆さまを五十音順でご紹介させていただきます。

　公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長 大竹委員です。

　社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 理事長 坂本委員です。

　有限会社ササキセキュリティー 取締役部長 佐々木委員です。

　一般財団法人 大阪府人権協会 業務執行理事兼事務局長 柴原委員です。

　大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科兼現代システム科学域教育福祉学部教授 関川委員です。

　一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 会長 髙橋委員です。

　社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 地域福祉部権利擁護推進室室長 堤添委員です。

　一般社団法人 大阪精神科病院協会 会長 長尾委員です。

　関西鉄道協会 事務局長兼専務理事 南條委員です。

　日本チェーンストア協会 関西支部事務局長 南野委員です。

　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 事務局長 西尾委員です。

　社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 セルプ部会 副部会長 久澤委員です。

　関西大学法学部 教授 福島委員です。

　一般社団法人 大阪府医師会 理事 前川委員です。

　大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会 委員 藪本委員です。

　続きまして、大阪府障がい者差別解消協議会運営要領第３条の規定により出席いただくオブザーバーをご紹介させていただきます。

　大阪法務局 人権擁護部 第二課長さまです。

　大阪労働局 職業安定部 職業対策課長（代理出席）さまです。

　近畿運輸局 交通政策部　バリアフリー推進課長さまです。

　市長会代表 交野市福祉部 障がい福祉課長（代理出席）さまです。

　町村長会代表 忠岡町健康福祉部 地域福祉課長（代理出席）さまです。

　続きまして、会議の成立についてでございます。本日は委員数20名のうち、委員15名のご出席をいただいており、大阪府障がい者差別解消協議会規則第５条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

　また、大阪府障がい者差別解消条例第９条第３項に基づき、協議会の専門委員を置いております。専門委員につきましても委員の改選を行っております。本日専門委員の名簿も配付しておりますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

　それでは、次にお配りしている資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご確認ください。

　まず、次第、配席図、解消協の委員名簿、専門委員名簿

　資料１「令和４年度合議体の運営について」

　資料２－１「障がい者差別解消に向けた活動報告書（概要版）」

　資料２－２「障がい者差別解消に向けた活動報告書」

　参考資料１－１「府内市町村における支援地域協議会の設置状況について」

　参考資料１－２「府内市町村における相談及び紛争の防止等のための体制の整備等について」

　参考資料１－３「府内市町村における障がい理解等の啓発状況について」

　参考資料１－４－１「府内市町村（首長部局）における対応要領の策定状況について」

　参考資料１－４－２「府内市町村（教育委員会）における対応要領の策定状況について」になります。

　また、「その他」としまして、府の差別解消条例などを綴じた別冊ファイルと、次第に掲載していませんが、「事例検討用シート」をお配りしています。資料の不足等がありましたら、事務局までお知らせ下さい。

　続きまして、会議の公開についてです。大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則公開としています。

　後日、配布資料とともに、委員の皆さまの発言内容を議事録として府のホームページで公開する予定にしています。

　なお、個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合には、一部非公開ということで、委員の皆さまを除くオブザーバーの方・関係者の方・傍聴の方には一時ご退席いただくことになります。

　次に、この会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員がおられます。障がいのある委員の情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるように、ゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。

　また、点字資料は墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり言及したりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなどご配慮をお願いいたします。

　それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

　議題１「会長の選出について」です。大阪府障がい者差別解消協議会規則第４条第１項の規定により、会長は委員の互選によって定めることとなっています。

　今年度は、委員の改選後初めての会議となることから、現時点ではまだ会長が選出されていません。会長の選出につきまして、どなたかご意見はございますでしょうか。

○委員　障がい者差別解消協議会をこれまでも会長として運営していただいてきましたし、また、国の動きにも詳しい関川教授に引き続き会長をお願いできたらとご提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局　ただ今、委員から、会長に関川委員を推薦するご意見をいただきましたが、ほかの委員の皆さまはいかがでしょうか。

（委員より異議なしの声と賛同の拍手）

○事務局　委員におかれましては、ご了承いただけますでしょうか。ありがとうございます。

　それでは、委員に本協議会の会長をお願いいたします。

　以降の議事進行、よろしくお願いいたします。

○会長　差別解消条例の制定から、改正まで皆さま方のご協力、ご助言をいただきまして、なんとか辿り着くことができました。この条例は、府民の理解と協力によって具体的な規範になっていくもの、社会的な規範が法的規範になっていくものと考えておりますので、引き続き皆さま方の協力をいただきながら、これを、具体的な差別解消に向けた有効なツールとして定着しますよう検討していきたいと思いますので、今後ともご協力いただければと思います。

　まず、私に万が一のことがあった場合に、職務代理者をあらかじめ指名しておかなければならないことになっております。今日、あいにくご欠席なのですが、指名委員に職務代理者にご就任いただこうと思いお願いしておりましたところ、了解をいただいておりますので、その旨、ご了解いただけますでしょうか。ありがとうございます。

　それでは、議事に移ります。

　議題２「令和４年度合議体の運営について」、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、資料１「令和４年度合議体の運営について」を説明いたします。

　例年、その年度の一番最初の会議においてお諮りしている合議体の運営についてになります。今年度についても、これまで同様に、広域支援相談員が対応した困難事例に関して助言をいただく合議体と、あっせん事案を扱うための合議体を開催する予定です。

　今回の議案では、２点ほど昨年とは異なるところがありますので、その説明をいたします。

　まずは、合議体の呼称ですが、これまでは、「助言・検証実施型合議体」と「あっせん実施型合議体」の２種類としていました。資料の２段めに記載しているように、府条例の９条５項に記載されている合議体の役割は、「あっせんと助言」となっています。

　また、従来申し上げている助言・検証実施型合議体の「検証」というのは、本府の差別解消条例制定時に３年後の見直し規定というものがあり、その条例の施行状況について検証するという意味合いがありました。この条例の見直しは、先ほど室長からもありましたように昨年４月に改正され、一段落ついた状況です。

　そこで、合議体の呼称を条例の表記と一致させるため、今年度から、それぞれ「助言型合議体」・「あっせん型合議体」と端的な呼び方に改めようと考えています。

　なお、助言型合議体については、今年度は少なくとも２回は実施していきたいと考えています。あっせん型合議体については、あっせんの求めがありましたら適宜開催していきます。

　次に２点めですが、資料の丸の５つめになります。点字版では２ページの真ん中からの部分になります。

　ここでは、合議体の構成員について記載していますが、構成員は、協議会規則第６条に基づき、会長が５名を指名し、その際には、相談事案の内容に応じて、障がい者関係委員及び事業者関係委員それぞれ１名に参画いただくことを基本としています。

　昨年度までは、この部分で、障がい者関係委員についてのみ１名に参画いただくことを記載していましたが、差別事案というのは、障がい者と事業者が必ずいるため、事業者関係委員の出席も明記しておいたほうがよいのではというご意見をいただきました。そのため、そのように改めています。

　なお、これまでは、事業者関係委員の出席について記載こそしていませんでしたが、過去に開催した合議体においては、基本的には事案に応じた事業者関係委員に参画していただいていたところです。資料１についての説明は以上になります。

○会長　ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。もしありましたら、挙手のうえ、ご発言いただければと思います。

　条例に従って、名称を少しクリアにさせていただいたということと、合議体については、事件の当事者である障がい者関係の方と事業者関係の方のご意見を踏まえて、あっせんを進めていくというために、双方に参画を求めることにいたしました。

　それ以外、視察を含めて従来どおりでございます。

　今年度も合議体がいくつか予定されておりますので、あらためてご協力よろしくお願いいたします。

　それでは、今年度は資料１のとおり進めていきたいと思います。

　次に、議題３ですが、「障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書」が改めてまとまりましたので、事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

○事務局　それでは、「障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書」について説明いたします。本日は、概要版ではなく、資料２－２の報告書本体を用いて説明いたします。

　前回の障がい者差別解消協議会において、この活動報告書の中間案をご説明しました。本日は、主にその後で追加修正した部分について説明いたします。

　まず、資料の１ページ、点字版では２ページの６行めからになります。

　「はじめに」の丸の３つめ以降のところになりますが、前回ご説明したように、今回からタイトルを、「活動報告書」に変更して取りまとめています。

　次に、資料の４ページ、点字版では９ページの一番下のほうからになります。

　こちらでは、令和３年度の広域支援相談員の相談対応状況について、その件数を取りまとめて分類したものとなります。３月の解消協の際には、令和３年４月から12月までの相談を集計していました。

　今回の資料においては、令和４年３月末までの１年分の相談を取りまとめてお示ししています。令和３年度と２年度が対比できる形でお示ししています。

　いくつかのポイントをご説明します。点字資料は10ページになります。

　まず、令和３年度に広域支援相談員が受けた新規事案件数を一番上のところで記載していますが、157件ということで、令和２年度の148件とほぼ同じレベルの件数でした。

　一方、相談員が、メール、電話、面談をした延べの回数である対応回数というところは、前年の令和２年度と比較すると３分の２程度になっています。

　ただ、これは、令和２年度に、電話の回数が非常に多い相談者が複数いらっしゃったということが大きな要因と考えられまして、令和元年度以前と比較すると、だいたい同程度の件数となっています。

　次に、墨字版の５ページをご覧ください。点字版については14ページの６行めからとなります。

　２の「相談者の内訳」として、市町村を経由して大阪府の相談員に相談があったものと、大阪府の相談員に直接相談があったものとの内訳を記載しています。令和３年度は、市町村から大阪府に来た相談は全体の17％で、府に直接寄せられた相談が83％となっていました。

　府が受ける相談としては、対応困難な事例や広域にわたる事例、身近な市町村に相談したくないと考えられる方からの事例等も想定しているため、市町村経由の相談がもう少し多いのではないかと当初は考えていましたが、この傾向は、制度が始まって以来変わっていません。

　市町村が受けておられる相談のうち、市町村のなかで完結しているものについては府に相談が挙がってこないため、その数が多いのであれば、それは望ましいことなのですけれどもそのあたりがはっきりしていなくて、市町村における相談の受付状況なども見ていきたいと考えています。

　そのほかにも、いくつかの分類表などを掲載していますが、これまでから特段大きく変わったようなものはありませんでした。以上が令和３年度に大阪府の広域支援相談員が受けた相談のデータ的な部分となります。

　続きまして、墨字版の10ページ、点字版では26ページの下から６行めになります。

　（３）の「広域支援相談員が対応した相談事例等」として、次ページの11ページ以降、令和３年度に広域支援相談員が対応した相談のうち、５分類（不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供、不適切な行為、不快・不満、環境の整備）に該当すると考えられるものの全件を一覧にして掲載しています。

　これらの表については、これまで差別解消協議会の資料として提供し、また、府のホームページにも掲載していましたが、この報告書に掲載したほうがより多くの方に見てもらえるのではないかというご意見をいただきまして、この度、このような形で掲載しました。

　なお、令和２年度の報告書をまとめる際に、委員より、今般の新型コロナの影響により発生したと思われる事例についてはわかるようにしておいたほうがよいのではないかとご意見もいただき、表の一番右側に、点字版の資料については、各事例の相談要旨のあたまに丸をつけています。

　それでは次です。墨字版は20ページ、点字版は58ページの６行めになります。

　２番、「合議体における助言・検証の実施」です。ここでは、令和３年度に実施した助言・検証実施型の合議体において、委員の皆さまに議論いただいた内容を掲載しています。

　令和３年度は２回の助言・検証実施型の合議体を行い、４つの事例について議論いただきました。そのうち、一つめと二つめの事例については、既に前回の障がい者差別解消協議会において説明しましたので、本日は、前回の障がい者差別解消協議会の後に実施した合議体で議論いただいた三つめ・四つめの事例についてご説明します。

　それでは、墨字版では26ページ、点字版は73ページから75ページにかけてになります。事例の３です。

　相談内容です。他府県在住の車いすを利用している中学３年生が、府内私立高校に進学希望を伝えたところ、「自力で学校生活を送れること」を入学の条件とされました。後日話し合おうということになり、当事者が入試について配慮を求めたところ、「一定の配慮はできるが、家族など外部の介助者は受け入れられない」ということで、「これは実質的に受験を拒否しているのではないか」というものでした。

　当該高校と本人が在籍する中学校とが話し合った結果、試験当日の介助者の受け入れが可能となり、受験できることとなりました。この間、府の相談員は、中学校に事実確認や情報共有等を行いました。

　合議体では、「高校が、『自力で学校生活を送れること』を入学の条件としていることは不当な差別的取扱いにあたるのではないか」、「入試にあたり外部の介助者を拒否し高校側も介助者を準備できないとすることは合理的配慮の不提供にあたるのではないか」などの論点についてご意見をいただきました。

　墨字版の27ページ、点字版では76ページから78ページにかけてになります。

　「自力で学校生活を送れること」を入学条件とすることについて、事業者の対応に関する意見としては、「学校生活をすべて自力でというのは問題があって、ある程度は学校がサポートをしてもらう必要があるが、どこまでやってもらうか、できるだけ対応する方向で考えてもらいたい」などの意見がありました。

　また、相談員の対応に関する意見としては、「多額の費用を掛けず、何らかの工夫により環境を整えることができないかを学校に伝えて考えてもらうことはできなかったか」といったものがありました。

　墨字版の28ページ、点字版では79ページから81ページになります。

　入試における合理的配慮については、事業者の対応に関する意見として、「私立学校は障がいのある生徒への具体的な方法論が乏しいので、公立高校の対応を参考にしたらよかったのではないか」などのご意見がありました。

　また、相談員の対応に関する意見としては、「入試においても合理的配慮の提供が必要であることを、好事例を含めて府として知らせることが必要」などがありました。

　次に事例４に移ります。墨字版は30ページ、点字版は82ページになります。

　障がいのある園児の私立幼稚園の遠足への参加についての事例になります。

　相談内容としては、私立の幼稚園に通う肢体不自由と知的障がいのあるお子さんが、園の行事に他の園児と同じように参加させてもらえないということで、具体的には、秋の遠足の参加条件として、母親が車を運転できないにも関わらず、「園児の乗ったバスの後ろを車でついてくるように」と直前になって言われ、その対応ができなかったので参加できなかったというケースで、「卒園遠足はぜひ参加させたい」というものでした。

　相談を受けて、相談員は、市の担当者とともに保護者の面談と幼稚園の訪問をしました。

　園側は、当初、「卒園遠足には参加してほしくない」というご意向でしたが、相談員らも交えた保護者と園との話し合いの結果、部分的な付き添い等の条件が整えば参加できることとなりました。

　この事例については、「本人が行事に参加するために園が付けた条件には正当な理由があると言えるのか、本人が行事に参加するために園に対し相談員はどこまで求めることができるのか」についてご議論いただきました。

　事業者の対応に関する意見としては、「園の関係者と保護者のコミュニケーションがもっと取れていれば建設的対話ができていたのではないか、遠足のような学校行事の際に旅行業者などに相談すると、その経験を活かしてスムーズに話し合いができることもある」などがありました。

　相談員や府の対応に対する意見としては、「この事例のあった市では、以前も障がいのある子どもを排除するようなケースがあり、同様のケースでどうアプローチをするのか大阪府や市にとって課題である、私立幼稚園では園長が守りに入ることがあるので、療育施設との並行通園をしている場合などは、その療育施設の職員など、外部の専門職に相談をすることを提案してはどうか」などがありました。

　続きまして、墨字版の32ページ、点字版では87ページ後半からになります。

　「（２）合議体でのその他の意見」として、こちらでは、合議体で委員からいただいた意見のうち、障がい者差別全般に関わるものや、まとめ的にお話ししていただいた内容をまとめています。

　墨字版の33ページに移っていただいて、点字版では91ページの半ばから95ページにかけてになります。

　ここでは、「（３）府における整理と課題」ということで、（１）の部分で個別の事案についていただいた意見と、先ほどの（２）で差別全般に関わるご意見の両方を受けまして、大阪府として考えをまとめたものです。

　この中で、相談員の対応については、一方の当事者が建設的対話に消極的な場合には、事業者団体のキーパーソンや外部の専門職等の協力や助言を求めて検討すること、相談員が調整をする際に、事業者に対して同業他社の取組みを紹介することが有効でもあることから、相談員が直接対応していないものも含め事例の蓄積を行うことなどを記載しています。

　また、墨字版の34ページ、点字版では94ページに、「今後の課題」を記載しています。

　このなかでは、相談事例から、障がいのある人たちがいることを考慮せずに社会の仕組みがつくられていることが再認識され、社会モデルの考え方を含めた啓発が必要、同一業種で類似の事案が発生する場合には、事業者団体を通じた啓発が有効と考えられるので、その業種の所管課との連携のあり方や役割分担等の整理が必要というものを挙げています。

　以上が助言・検証型の合議体に関する報告になります。

　続きまして、墨字版の35ページ、３番の「合議体によるあっせんの実施」について説明いたします。

　令和３年度はあっせん事案が１件ありまして、昨年度は計４回の合議体で議論いただきました。あっせんについては、その性格上、原則非公開としています。そのため、公開が前提のこの活動報告書では、個別事案の詳細は記述できずに、ここでは合議体の中でどのような調整をしたのかを記載しています。

　今回のあっせん事案は、障がいを理由とする差別にあたりはしないのではないかと思われる事案でもありました。

　しかし、現に障がい者が不利益を被っており、最初にあっせん申立人と被申立人の双方からご意見を伺ったところ、具体的な解決方法が見出せそうな案件でした。

　そこで、差別にあたるかどうかの判断よりは、障がい者が受けた不利益の改善や、今後の障がい者差別解消につながる方策の検討に重点を置いた議論をしていただきました。

　その後、被申立人からも、合議体に対して改善策の提案がなされ、結果として、大阪府においてあっせん案の提示まで至ったという初めてのケースとなりました。

　以上が令和３年度に実施したあっせんの報告になります。

　なお、委員の皆さま方には、本件が最終的に決着した後の直近の解消協、おそらく次回の解消協になると思いますが、外部へは非公開の形とはなりますが、その概要を合議体からの報告としてお知らせできる予定です。

　続きまして、墨字版は36ページ、点字版は97ページの半ばになります。

　４番、「府内市町村に対する支援の取組み」についてです。こちらでは、令和３年度に大阪府が府内市町村に対して行った支援について、課題、取組みの内容、今後の取組みについて記載しています。

　「（２）市町村支援における課題」の部分、点字版では98ページの半ばからになります。

①の「相談対応」について、二つめの丸、点字版では99ページの最初からになります。

　各市町村において、専門職の配置・活用や相談事案が起こった場合の検討体制の整備等が進められていますが、相談事例や対応ノウハウの蓄積は、まだ十分とは見受けられません。

　続いて三つめの丸、相談窓口をたらい回しにされて、ようやく広域支援相談員につながったという事例もあることから、市町村の相談窓口の周知を図るとともに、市町村の相談対応に関する対応力の向上への大阪府としての支援については引き続き取り組むべき課題と言えますといったところを挙げています。

　その下の②の部分は障害者差別解消支援地域協議会の設置については、市町村において、支援地域協議会の設置が進まない主な理由を列挙しています。

　続けてその下、点字版では101ページの最初からになります。

　これらの理由を受けて、支援地域協議会を設置することを、各自治体には理解を求めていく一方で、設置済みの市町村においても、どのような議題を話し合うべきかなどの課題もあります。

　次に、「（３）府内市町村に対する支援の取組み」、点字版では101ページの下段のほうになります。

①として、オンラインの情報交換会を実施しました。情報交換会は、これまでも相談事案が発生した際に、関係する市町村に相談員が出向いて事実確認等をする際に、あわせて実施する形を中心に行っていました。

　ただ、この方法では、相談事案の発生しなかった市町村には行く機会がなく、また、新型コロナで、出張したり、会議室に集まっていただいたりということが難しい状況にもありました。

　しかし、情報交換の場を設けることは、事例の共有・収集のみならず、担当者間の関係性を築くうえでも重要であると考え、事例の有無やコロナの影響を受けない地域ごとでのオンラインでの情報交換会を実施したところです。

　普段は、市町村同士でも話し合う機会というのも多くはないようで、他の市町村がどのようなことをしたり、考えたりしているのかを知っていただく機会にもなってよかったと考えています。

　墨字版の38ページ、点字版は104ページの半ばからです。

　「今後の取組み」についてです。先ほどの取組みのところでも申し上げましたオンラインでの情報交換会については、一部地域でまだ実施できていませんので、それらの地域を対象に引き続き実施していくとともに、２回め以降の実施についても準備していこうと考えています。

　次に、５番の「障がい理解に関する啓発の取組み」です。資料は40ページ、点字版は106ページの半ばからになります。

　こちらでは、令和３年度に大阪府が取り組んだ啓発活動について記載しています。

「（２）啓発の課題」の三つめの丸です。点字版では107ページの下から２行めです。

　記述しているアンケート調査では、合理的配慮について、その意味まで理解できている人は１割にも満たないという状況で、引き続き関係機関とも連携した啓発活動が必要と考えています。

　「（３）啓発の取組み」の部分です。点字版では108ページの下段からとなります。

　こちらには、具体的な活動内容を記載しています。そのなかで、令和３年度に新たな取組みとして行ったことを紹介します。墨字版の41ページ、点字版では109ページの３行めからになります。

　１番の「大阪ふれあいキャンペーン」についてです。大阪ふれあいキャンペーンは、府内市町村や関係団体など88団体で構成しているもので、事務局長を大阪府が務めています。

　令和３年度からの取組みとして、より幅広い世代に対して障がいに関する理解を深めていただくために、InstagramやTwitterなどのＳＮＳによる啓発活動を開始しました。これらのＳＮＳでは、障がい理解の取組例の紹介や、イベント情報などを発信していますので、委員の皆さまも、ぜひご覧いただければと思います。

　次に、墨字版の42ページ、点字版では114ページの下段から115ページになります。

　6番の「心のバリアフリー推進事業」についてです。

　昨年度は、「共に生きる障がい者展」のなかで、障がいや合理的配慮について学んでいただくことのできるフォーラムを開催しました。フォーラムの様子は、動画として撮影し、後日オンラインで公開し、主に事業者団体さんや福祉事業者さん向けの研修等でご利用いただくようご案内しました。こちらについては、前回の解消協で一部をご覧いただいたところです。

　以上が、令和３年度に大阪府として新たに取り組んだ啓発の取組みとなります。

　資料の44ページ、点字版では120ページの上から４行めになります。

　ここでは、「今後の取組み」について記載していますが、大阪府としては、既存の啓発方法に加えオンラインも活用するなど、新しい方法も模索しながら、引き続き啓発に努めていきたいと考えています。

　長くなりましたが、説明は以上となります。

○会長　ありがとうございます。ただ今の事務局の説明、報告について、ご質問・ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。委員、お願いします。

○委員　まとめて三つです。

　一つめですが、これは、具体的に検討していただきたいのですが、32ページの「合議体でのその他の意見」②のところですが、ここは、委員さんの意見をもとに書いてあると思うのですが、一つめの丸のところです。「『配慮』というとお世話まで入ってきそうな日本語であるが、『介助』と『合理的配慮』は別の考え方。『合理的配慮の範囲ではない』と明らかに言えない場合には、一旦、合理的配慮の・・・」というようにつながってきます。

　意味合いとしてはわかるのですけれども、このように言うと何か「介助」＝「お世話」みたいな感じに読めてしまうかなと思いました。多分、発言ではそういう意図ではなかったと思いますので、ここは、「お世話」というよりは、例えば、「身の回りのことへの支援」などの形で言い換えていただきたいです。別の考え方だというのはもちろんわかるのですが、やはり同じような内容が入ることはあるわけです。

　ですから、間に、「ただし、同じ内容を行う場合もあり」というような形で、意味が理解しやすいようにしていただきたいと思います。

　後半のほうの理由としましては、車いすの障がい者とかが私たちの会にはたくさんいるのですが、やはり生活の範囲のなかで、身近なお店に行ったりして、その人とお店と関係をつくって理解を深めていくということを昔もしていたし、今もしている方々がやはり多いのです。

　そういう人からすると、「合理的配慮か、そうでないか」ということだけでバシッと切られてしまうことに対して非常に懸念があります。街で生きていく中で、触れ合っていく中で育んでいる関係というものが、「合理的配慮」という言葉ですべて画一的にされたくはないという思いもあるというところも含めて、修正をお願いしたいと思っているところです。

　これから先は意見になります。５番の啓発のところです。

　条例で合理的配慮の義務化がされました。大阪府は国の法律の改正に先駆けてされたわけですが、この１年間、変更の内容の意味が大きく世間に広がっていっているかというと、まだまだだと思います。

　もちろんコロナの影響もあったと思うのですが、法律施行まで最長でも後２年を切っている状況です。事業者の合理的配慮を国よりも先に義務化したというアドバンテージをどう活かすのかというのは、条例を変えた大阪府としてしなければならないことだと思いますので、総論として活かす取組みをしていただきたい。

　もうちょっと具体的に言うと、事業者への啓発については、今、お示ししていただきましたが、一般的な啓発だけでなくて、課題のところにも挙がっていましたように、相談事例に多く挙がってきたものとか、もしくは、数が多くなくても、重大な差別を含む事例について、業種等のターゲットを絞ったものがやはり必要ではないかと思います。

　例えば、今回の事例のなかでも、精神障がい者の住宅が見つからないという問題が挙がっていました。特に大阪では、昨年の年末に起きた北新地の放火事件以降、精神障がい者の方の住宅、もしくは、日中活動の場を探そうとしても、不動産事業者から情報が入りません。それまでは多少は入っていたものが入らなくなりました。おそらく物件所有者からのストップが強くかかったのです。

　何か起こるたびに、特に精神障がいの方は、こういうことが繰り返されてきていると思います。繰り返して強化されていく差別をどのように解消していくか、そのような観点から、やはり対象を絞っての啓発、取組みというのは必要ではないかと思いますので、大阪府として、課題として考えていただきたいと思います。

　最後、市町村への取組みですが、今、法律の施行に向けて、基本方針がほぼ固まりつつあるとお聞きしましたが、その内容を踏まえて、大阪府として、国が示すものより一歩先を行くような取組みを行ってほしいと思います。

　今回の法律改正、読みようによっては「大阪府は既にできている」というような言い方もできなくはない。そうすると、法律を変えたから何をするというわけでもないというように下手したらなってしまいかねません。

　そうでなくて、やはり今まで大阪府が先進的に取り組んできたこと、国に先駆けて行ってきたことを、これからも続けていただきたいと思っています。

　法改正では、「人材の育成及び確保」という項目が出ています。大阪府の広域支援相談員の部分だけではなくて、各市町村の相談員の質・確保、そういうのをどうするのか。

　あわせて、協議会の設置は、なかなか進んでいないと思うのですが、大阪府が先進的に取り組んできたことを十分に活かして進めるようにしていただきたいと思いました。以上です。

○会長　ありがとうございます。１番めのご指摘について、事務局、回答いただけますでしょうか。

○事務局　誤解を招く表現については、誤解を招かないような表現に、相談させてもらいながら変えていきたいと思います。

○会長　ありがとうございます。事務局からの修正案を受けて、私のほうで確認させていただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

　そのほか、いかがでしょうか。委員、お願いします。

○委員　私からは２点ございます。

　まず１点めですが、４ページの本年度の相談件数のところで、昨年度と比較しますと、若干とはいえ件数は増えています。

　これをどう読むかですけれど、８ページの障がい種別ごとの取扱件数を見ると、知的障がい・精神障がい及び発達障がいの方々の相談件数が増えています。おそらくそういうことで説明できるのかなと思うのですが、そのような理解で合っているのかというのが、まず１点めになります。

　２点めですが、具体的な相談事案の概要が挙がっております。そちらを見ていると、大阪府や、あるいは広域支援相談員の方々が、間に入ることで、一定程度解決に向かっていったということがわかりますので、このように挙げていただくのは非常にいいことなのかなと思います。広域支援相談員の方々が、有効に機能しているということをアピールする意味合いがありますので、そのことはいいことだと思うのです。

　１点ちょっと分類で少し気になったのが、12ページ以降の②の合理的配慮の不提供に該当する事案の概要として挙げられているもののうち、16番の知的障がいの方の相談事案で、音域が合わず、大きな声になるという理由で、合唱団に所属している方が、コンサートへの参加が認められないのは差別ではないかという相談です。直接は市町村にあったようですけれど、なぜこれが合理的配慮の不提供に該当すると分類されたのかよくわからなかったので、その点について、どういう理由で合理的配慮の不提供に該当するという整理をされたのかについてご説明いただければと思います。私からはその２点になります。

○会長　ありがとうございます。事務局よりご回答いただけますでしょうか。

○事務局　１点めの件数について、精神障がい者と知的障がい者の方が増になっている部分は、確かに件数で言えばそういう形になります。

　その背景について検討が十分できているわけではありませんので、今後の課題とさせていただけたらと思います。

　それから、15ページの１６番の事例の分類ですが、活動報告書の中には書いてはいないのですが、音域が合わずにコンサートに参加できないので、何かほかの方法とかも考えてほしいというようにお求めだった。

　それに対して話し合いをしていったけれども、結局、お互い折り合うところがなくて、お母さんのほうが、「じゃ、やめますわ」となった事例です。もう少しわかるように記載したほうがいいように思いました。

○委員　ありがとうございます。これだけを読むと、要するに、コンサートに参加できなかったということで、それだけをとらまえると、不当な差別的取扱いではないかと読めますが、当の相談された方からすると、代替案を提示してほしいということだったのですよね。なので、合理的配慮の不提供事案だという整理をされたということは理解しました。このままでも問題ないのかもしれませんが、相談要旨だけを読まれた方からすると、なぜこういう分類になるのかという疑問を持たれるかもしれないので、補足していただければと思います。よろしくお願いします。

○会長　ありがとうございます。そのほか、ご意見ございませんでしょうか。委員、お願いします。

○委員　感想も含めて４点述べさせていただきたいと思います。

　１点めは、４ページの相談の対応の件数です。活動報告書という形で、毎年の報告をしていくことになりますので、これまでの経年変化が読み取れるような形にしていくほうが良いのではないかと思いました。

　毎月の相談の状況というのは、確かに季節の関係とか、年末になったら生活の相談が増えるとか、そういうことはあったりします。分析の際、月ごとのデータが必要かもしれませんが、毎年の年度報告書という形でしたら、経年変化を見られるような形に整理していったらどうかなということを一つ思いました。

　それから、２点めは、相談事例についてです。私の資料では26ページになるのですが、車いす利用者の私立高校入試のところです。

　その論点で、合理的配慮をするということと、入試にあたっての公平性の観点をどう整理するかということが出されていました。よく公平性という形で言われるのですが、同じ条件を与えることが公平なのかというところは、やはり差別の問題で重要になってきます。

　いろいろな条件もあって、同じように受験できないとか、それに参加できないというときに、特別な措置をしていくというのは、差別を解消するうえで当然のことです。高校側が言う障がいのない生徒と同じ条件を与えることが公平性なのかと言うと、そうではないと思います。人権の条約などでも、やはり事実上の平等を実現するための特別の措置、それは差別と解してはいけないという形で言われておりますので、その考え方を基本にしながら、どこまで対応ができるかという合理的配慮を具体的に考えていく必要があると思います。公平性をどう考えるかというところの見方として持っていく必要があるのではないかということです。

　３点めは、幼稚園の遠足の事例です。教育の場面での校外学習への参加、それについて、合理的配慮としてどこまでできるのかということが課題になると思います。

　こういう事例を踏まえて、ガイドラインの事例を整理していってほしいです。ガイドラインでは、例えば、学校行事への参加で保護者の付き添いを条件とするとかというのは差別になる、正当な理由なく入学を認めないのは差別であるというような形で事例は示されています。しかし、合理的配慮の具体的な事例がいるのではないか。合理的配慮として、修学旅行において部屋割りを検討するという事例はあるのですけれども、付き添いが必要な場合に、どこまで学校が付き添いを保障するのかという事例、あるいは、それができない場合にどういうふうに対応していくかという事例が求められている気がします。

　それぞれの学校で実際にはいろいろな工夫がされていると思いますので、その工夫をガイドラインにも反映していくという形で進めていく必要があるのではないかなと思います。ガイドラインの中身が膨らんで非常に読みにくなりますが、そのような工夫というのはやはり共有していったほうがいいと思います。

　また、この事例で少し思いましたのは、「バスの後ろに車でついてきてほしい」という条件を間際になって言われたというところです。「もう少し早く言ってもらったら調整できたのに」と思うところがあったと思います。

　これは、相談の問題で、合理的な配慮については、合理的にどこまでできるかという話をするのですが、「できないのはわかっているけれども、もうちょっと早く言ってもらったらいいのに」とか、あるいは、「そこまでできないのはわかっているけれども、自分たちの置かれている状況をわかってほしい」とか、「できないことについて一言謝ってほしい」等、そういった話が相談者から来ます。

　障がい当事者、差別を受けている側というのは、やはり社会的に弱い立場にあります。弱い立場から、訴える、声を挙げるというのは、気持ちの問題として非常に大変な状況です。「こんな方法ができますよ」という相談の対応とあわせて、被差別者が、大きな壁に向かって声を挙げているというその気持ちも、相談のなかで受け止めながら、それを伝えていくことが必要になると思います。

　私どもが受ける相談でも、「これは改善は難しいと思うけれども、差別だと思うし、一言謝ってほしい」とか、そういう話はやはりあるのですよね。

　ですから、気持ちの問題というところ、学校などは、ずっと継続していきますので、気持ちの問題というのを整理していくのは、相談員として非常に難しいところですが、大事にしていきたいなと思います。これが３点めです。

　それから、４点めは、墨字資料でいきますと38ページになるのですが、市町村の支援の取組みです。取組みがされているところ、されていないところが一覧表になっていますが、市町村それぞれに事情があると思います。府が市町村の意見交換の場をつくって、交流していただいていることは非常に重要なことだと思います。

　毎回言っているのですが、例えば、支援地域協議会をつくらない、ずっと検討中で進んでいない自治体から、「いや、私の市ではあまり要望がないのです」とか、そういう話をよく聞きます。

　「要望がないのです。だからしません。」という形になると、立場の弱い被差別の側からすると、なかなか声を挙げにくい状況に置かれているのですよね。

　ですから、相談窓口があるとか、担当課があるとか、「何か話し合いをしてもらえる場があるらしい」と、そういうことが頼りになって、問題を提起できるということがあります。「訴えがないからつくらない」ということではなくて、逆に、「つくらないから訴えがない」ということにもなりますので、市町村と交流していただくなかで、「つくってよかった」、「協議会をつくるとこんな話し合いもできた」、「今まで対立する形でなかなか話が進まなかったことが、協議会のなかで議論ができた」、というような事例があれば、もっと支援地域協議会設置の検討が進むのではないかなということを思ったりします。

　市町村の交流の場をつくるということが、やはり大阪府の役割だと思いますので、この取組みを進めていただきたいと思います。以上、４点になりますが、これからの取組みに活かしていけたらと思います。

○会長　貴重なご意見ありがとうございました。事務局で回答が可能なところについてお話しいただけますでしょうか。

○事務局　経年の変化、月ごとというよりも、経年の変化を分析できるような形にしたほうがというふうに伺いました。

　令和２年度は、たまたま５年度の経年変化を掲載させていただいたのですが、それを継続的に作っていくというご意見かなと思いました。工夫できるところはさせていただきたいなと考えています。

　２点めの公平性のところについては、委員がおっしゃるように、障害者権利条約でも、特別な措置については差別と解してはならないというところは、われわれも肝に銘じて考えていますので、その対応を進めていきたいなと思っています。

　ガイドラインの内容の追加のご要望もいただいたのですが、それについても、もちろん必要な修正は、今後も続けていかなければならないと考えていますので、引き続き検討させていただきたいと思います。

　支援地域協議会については、先ほど府の取組みのところで、オンラインの情報交換会とかを説明しましたが、この解消協は大阪府の支援地域協議会に相当するのですが、そこでの議論というのも、なるべく多くの市町村の方に見ていただくなり、知っていただきたいと考えていまして、この活発なご議論の様子も、市町村の方々にも共有していただけたらなと考えているところです。以上です。

○会長　ありがとうございます。そのほか、ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

　それでは、続いて、議題４「その他」でお願いいたします。府内市町村の状況について、事務局から説明いただこうと思います。

○事務局　お手元の参考資料を用いて説明いたします。

　参考資料１－１です。先ほど委員からもご指摘のあった支援地域協議会の設置状況です。これについては、１年前と数的には変わっていません。確かに設置が停滞している状況となっています。市町村にもそれぞれのご事情もあろうかとは思いますが、我々としても、引き続き支援地域協議会の有用性について、ご説明、お話しをする機会を設けていきたいと思っています。

　参考資料１－２です。こちらは、府内市町村における相談及び紛争防止のための体制整備の状況をまとめたものです。こちらも、懸命に取り組んでおられる市町村ももちろんありますので、一律には申し上げられないのですけれども、しっかり取り組んでおられるところと、そうでないところと、二極分化しているようにも思われます。

　参考資料１－３、啓発の状況についてです。こちらも、コロナ禍で対応に苦慮されているというところが各市町村ともあろうかと思います。

　特徴的なところで言いますと、表の半ばにＳＮＳ、広報テレビ・ラジオ番組というのがありますが、こういったところも活用されているところがいくつかありました。

　続きまして、参考資料１－４－１と参考資料１－４－２です。これは、市町村の首長部局と教育委員会の対応要領の策定状況についてです。法では、必ず作らなければならないという形にはなっていませんが、全市町村で対応要領については策定されているところです。

　ただ、研修においては実施されていないところもまだ一定数見受けられますので、そういったところについては、ご事情とかも伺いながら、できれば研修をしていただくような働き掛けをさせてもらいたいと思っています。簡単ですが、以上となります。

○会長　ありがとうございました。ただ今の事務局の説明について、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

　参考資料１－１の支援地域協議会未設置のところについては、自立支援協議会等の既存の協議会を活用していただいて、年１回、そこで30分程度の事例共有などから始めていただいたり、あるいは、府の啓発活動を市のなかでどう活かすかみたいなことを話し合っていただく時間を持っていただくだけでも、既存の協議会を活用ということで、対応いただけないだろうかと思うのですが、いかがですか。

○事務局　市町村とお話しさせていただくときにも、「そういった手法も考えられますよ」とか、「ここではこういうふうにやっておられますよ」というのを紹介したりとかはしています。

　また、支援地域協議会に、我々も講演という形で参加させてもらったり、実地に参加させていただく形のこともあります。

　実際、自立支援協議会と一緒に実施されているとか、虐待の部会と一緒にやったりという例もありますので、そういったところを更にお知らせしていきたいなと思います。

　ただ、実態を見せてもらったときには、やはり従前の支援地域協議会の趣旨とは離れ、市町村のする施策に対する注文であるとか、ご意見を言う事が中心になっていまして、支援地域協議会として物事を解決するという体制にはまだなっていないところがほとんどなのではないかなと感じています。解消協での活発なご議論とか、そういったところも市町村には参考にしていただけたらなと考えているところです。

○会長　ハードルの低い話し合う場を43市町村すべてで用意していただいて、まずは、そこを最初のステップにしていただけるとありがたいなと思いますので、引き続き検討・ご協力をお願いいたします。

　それでは、残された時間ですが、今の話とも関連いたしますが、事例が無く、何を話し合ったらいいのかわからないという市町村が少なくない中、事例を提供し検討していただく場のモデルとして考えていただければということで、事例の検討をこの解消協で少しさせていただこうと思っています。

　ご案内のとおり、この解消協議会は、同時に支援地域協議会も兼ねておりますので、あっせん事例を５人の委員の方々で検討するだけではなくて、具体的な事例を皆さんで話し合って、論点の整理とか考え方とかを、この場で話し合ってみたいと思っておりました。

　昨年度、具体的な事例についての検討が合議体で行われております。議題２でも、事務局から活動報告書の内容についての説明がありましたけれども、合議体は取り上げる事例の内容に応じて選ばれた５名の委員から構成するため、その他の委員には参加いただくことが出来ておりません。

　そこで、合議体に参加いただいていない委員の方々にも、具体的な事例に触れていただき、それぞれの立場でお考えを頂戴したうえで、委員のなかで共有していきたいと考えておりました。

　こうした取組みをすることによって、相談事例についての情報の共有や、協議を通じて差別解消のための取組みを主体的に行うネットワークにもなるという、差別解消支援地域協議会の趣旨にもかなうものとなると考えました。

　そこで、事前にお配りさせていただいている「事例検討用シート」をご覧いただければと思います。こちらの事例は、活動報告書にもありましたが、合議体で検討した事例をさらに簡略化したものです。

　相談内容は、視覚障がいのある人が、スーパーマーケットに買い物に行き、買い物の手伝いを店舗に求めたところ、以前はしてもらえていた対応を「今後はできない」と断られたというものです。

　大阪府の相談員が、スーパーの店舗と本社に事実確認をしたところ、過去に付き添った際に１時間ぐらい時間がかかったこと、店舗はオープンしたばかりで客も多く人手が足りないため対応できないという説明でした。

　相談員からは、空いている時間がある場合の障がい者への配慮等の検討、スタッフへの障がい者理解や差別解消に関する研修・周知について依頼したというものになっています。

　この事例について、皆さんのご意見をお聞かせいただきたいと思っております。論点といたしましては、オープンしたばかりで常に混んでいて、人員も余裕がない状態の店舗で、店側としては、どこまで合理的配慮として対応するべきなのかというところが、論点でございます。

　仮に建設的な対話に協力いただけるとして、解決のために店舗が出来ること、無理なく出来ることとすれば、どのようなことが考えられるのか、この２点について少しご意見をいただきたいと思うのですが、いかがでしょう。皆さまからフリーディスカッションのような形でご意見を頂戴できればと思います。もちろん正しい答えなどはありませんので、いろいろな意見を出し合うということをお願いしたいです。

○委員　こういうディスカッションは、生徒とも一緒によく考えることがあるのですけれども、まず、前回してもらえたサービスがありますが、それについて聴き取る必要があると思います。それの満足度というのもあって、何が足りなかったかも知る必要があります。

　だから、即応する必要があるかどうかというのは一番先に来ると思うのですよね。時間をかけていいのであれば、そんなところから始まると思います。

　この方の場合は視覚障がい者という設定ですから、日頃の情報をどのように得ているかということがまず第一にあって、その情報の得方を聞いてからの話になりますが、以前のサービスに対する満足度も伺います。買い物そのものですが、彼・彼女が、必要を単に満たせばいい買い物を求めているのか、買い物そのものを楽しみたいのかというのも、コミュニケーションを取るなかで聞き出せたらいいと思います。

　それを聞いてから、チャートとしては、いろいろ枝分かれしていくと思いますけれども混んでいるという設定があります。一日中混んでいるということはあるのでしょうかね。あるとして、混んでいるスーパーマーケットで買い物をするのが好きか嫌いかというのがありますよね。

　空いているほうがよいというのであれば、空いている時間帯を見つけます。そして、生活のリズムというか、タイムテーブルのなかに入れていくということもあると思います。

　ここのスーパーが１軒しかないスーパーなのか、あるいはフランチャイズのスーパーなのかはわかりませんが、開店したばかりの店舗でなくても、系列店や他の支店があれば、そこの案内ということもできるでしょう。

　彼・彼女が、どんな方法で情報を得ているかということを考えたら、視覚障がい者と言ってもスマホでとか、あるいは介助者を通して、そういう方法で情報を得ているのであれば、今ならスマホから時間予約する方法がとれると思います。いろいろしゃべりましたが、学校でやれば、こんな意見が出てくると思います。

○会長　高等学校で、こんな議論、事例検討をしていただいて、いろいろな意見を出してもらえる場などがつくっていただけると、大阪府内で理解がとても広がると思います。ありがとうございました。

　そのほかの方々いかがでしょうか。委員お願いします。

○委員　現場での経験が皆さまと比較して十分ではないなかで、大変恐縮ですが、まず、直感として思いましたのが、「０か100」と考えるとちょっとしんどいなと思います。対応できるか・できないかではなくて、どこまでならできる可能性があるのかという可能性を図っていくという考え方に立ちます。例えば、店側の立場からだと、突然来られて、以前は１時間かかりました。非常に混んでいるなかで、今から１時間も店員一人を割いてしまうのかとなると、率直にしんどいだろうなと思います。

　そこで、あらかじめ、先ほどのご意見にもございましたように、お昼の１時から２時の間ぐらいで、１時間はしんどいので、「30分ぐらいならば何とかスタッフを充てられますよ」とか、どこまでだったら店側と、調整できるのかという観点で話し合いを進めることで、「０か100」ではなくて、その間の50か70なのかわかりませんが、店としてできる範囲のところをしていただくという話し合いをすれば建設的ではないかなと感じました。以上です。

○会長　店側が困る状況があるのであれば、どういう状況であれば困らないのかということを考えて提案させていただくということですね。ありがとうございます。

○委員　今、解決のためにという論点が示されていますが、やはり買い物に来られた方に情報提供が示されていないというのは、大きな問題かなと思うのですね。

　私がよく行くところなんかでも、「ペットは駄目だけど、盲導犬を連れた人は大いに買い物を楽しんでください。」というような、アナウンスはよくされているのです。

　ということは、この事例の場合は、例えば、総合受付みたいなコーナーで対応してくださいと一言入れると、何の買い物をしたいのかとかを把握しやすいと思います。先ほど言ったように、ストレートに食料品だけの方もいるし、買い物の雰囲気を楽しみたいという人もおられるでしょうから、そういうことをきちんと把握すれば、スーパーマーケットとしては可能な限りの満足をしてもらえるのではないでしょうか。そういう工夫が少ないのではないかなと思うのです。そういう点は、少し配慮が必要かなと思います。

　私たちの知り合いの視覚障がいがある方も買い物に行くのですが、混雑する時間帯には、単独で行くのはやはり厳しいということです。例えば、ヘルパーさん、同行援護などのサービスを利用しながら行くという方法もあるのではないかと思いました。

　そういうことも含めて、支援、援助をどうするかというのを考えていかないといけないと思います。その辺を整理したらいいのかなと思いました。以上です。

○会長　ありがとうございます。これまでとはまた少し違う切口でご提案いただいていると思います。そのほか、いかがでしょうか。

○委員　今、３人の方々から対応すべき良き方法というような意見が出ましたが、私も同じような意見を持っております。

　もちろん、スーパーマーケットとしての立場、また、利用者としての視覚障がいをお持ちのお客さまとしての立場、それぞれがうまく歩み寄れるような、そういう場を持ちながら、お互いにどこまで対応ができるか、合理的配慮ができるのかという話合いが非常に大事なのかなと思います。以上です。

○会長　ありがとうございます。委員、いかがでしょうか。

○委員　このようなことは度々あると聞いています。先ほど同行援護を使って行けばいいという意見がありました。でも、日々の買い物は同行援護では使えないのです。そのような時はどこかに行った帰りに、「買い物はついでです」という流れであればできるのですが、日々の買い物は一人で、私も地元では一人で動いていますけれど、そのようになっておりますので、もし、買い物を頼むとすると、ホームヘルパーさんに行ってもらうという形になるかなと思います。

　私たちとしては、混んでいる時間を避けて行きたいのですが、自分のペースもありますし、スーパーマーケットでも、何時から何時までは障がい者の人や高齢者の方に対応していますというアナウンスはあるのですが、その時間帯は、夏だと一番暑い時間で、「そんな時間は行けないな」と思ったりもしながら日々を過ごしています。

　これからの対応としては、視覚障がいがある私たちからのわがままばかりではいけないと思いますが、いろいろと対応していただければいいと思います。

○会長　店側が設定した時間と、障がい者の方が動ける時間が食い違っている場合、時間の調整などが必要になってきそうですね。ありがとうございます。

　今日は広域支援相談員の方が来られていますか。こうした調整で苦労なさっている点などがありましたら、この場でご意見をいただけないでしょうか。第一線で活躍されていますが、この会議ではなかなかご発言いただく場がないものですからぜひお願いしたいです。

○相談員　大阪府広域支援相談員です。今回のスーパーマーケットの案件ですが、こちらの店は、非常に安くてよい品物がそろっているということで、たくさんの人が買いに来られるようなところでした。

　商品を安く提供できているのは、やはり店員さんが少ないということで、店員さんの時間を割くことが難しいということと、相談者の方もお仕事をされている方で、土・日しか行けないという条件がありました。そのようにたくさん難しいことがありました。

　お店に行って同行するのが難しかったら、「商品を１点か２点だけでも紙に書くので持ってきてください」と頼むことも人がいないからできない、総合カウンターも人員が一人しかいなくて、他のお客さんの対応もあって付くことができないということで、非常に困難な状況でして、なかなか打開策が見つからなかったというのが現状でした。以上です。

○会長　歩み寄り、建設的な対話はしていただけるけれども、なかなかそれに対応できない事情があると回答されたということなのですね。

○相談員　先ほどの発言を少し補足します。最初は建設的対話というのも、「忙しい、人が少ないということで難しい」という状況でしたが、こちらのほうからも、何度もお電話をしたりとか、ファックスを送ったり、実際に店舗にも何度か行かせていただいてお話をさせていただくことで、「難しいけれども、こうだったら」というふうに考えてくださるということにはなってきたのですが、「実際にこれができる」ということには結びつけることが難しかったという案件でした。以上です。

○会長　ありがとうございます。この方は、結局、今はどういう状況で買い物をされているのですか。

○相談員　今どうされているのかはわからないのですが、同系列の他店舗は空いているところがあるというのでバスに乗って行ったりしているという事は伺っています。そのお店で買い物ができているかどうかというのは、ちょっとわからない状況です。以上です。

○会長　ありがとうございました。その他、ご意見はよろしいでしょうか。

　それでは、この事例の検討は終了させていただきます。

　こういった話し合いを、各市町村で事例に基づいてしていただいて、「うちの商店街ではこうだ」とか、「私たちの障がい団体で聞くところではこうだ」とか、それぞれの事情を話し合うということ、そして、「どうしたらいいだろうか」と考えることを、府のレベルだけではなくて、市町村のレベルでもぜひ広げていきたいと思います。

　それでは、最後になりますが、参加いただいているオブザーバーの方から、可能な範囲で結構ですので、お一人ずつコメントをいただければと思います。大阪法務局の方から、よろしくお願いいたします。

○＜大阪法務局＞　本日は、会議、どうもお疲れさまでした。

　いろいろと意見を聞いていまして、特に最後の事例検討用シートの検討というのは、我々にとっても、業務の参考とさせていただくことができて、私にとっても勉強となりました。

　合理的配慮というのは、確かに、今、すごい難しい問題かなというところがあるかと思います。どこまでが配慮すべきなのかというところで、我々も、常日頃から、業務においてそこでいつも悩んでいて苦労しているところではあります。

　やはりこういった議論を重ねて、いろいろと情報・データ等の積み上げによって成り立っていくのではないかなと思いますので、引き続き、こういった検討を繰り返しやっていくのがいいのかなと思っております。我々も、常日頃から、具体的事案に沿ったところで日々検討していきたいなと思っておるところでございます。以上でございます。

○会長　ありがとうございます。大阪労働局の方、お願いできますでしょうか。

○＜大阪労働局＞　まず、雇用分野の障がい者差別と合理的配慮の数字をまとめたものが、おそらく明日ぐらいに全国の分が発表されると思いますので、また厚生労働省のホームページに載ると思いますので見ていただけたらなと思います。

都道府県別の状況というのは載っていないのですが、大阪の状況を見ますと、前年度とあまり数字は大きく動いているような感じではなかったです。

　最初に委員から意見があった、啓発のところなのですが、一般的な啓発というのではなく、個別・具体的に啓発していく必要があるのかなと思います。

　労働局、ハローワークでも、精神障がい者・発達障がい者の職場での支援をする人を増やしていくということで、「しごとサポーター養成講座」というのをやっております。集合形式で企業さんが何社も来ていただいてやっていただくものと、出前講座という形で、個別に各企業さんのほうに出向いて講座をするという形でやる分もあります。今日は昨年度にどれぐらい実施したかというのは持ってきていないのですが、数だけ見ると集合講座より出前講座でやる分が多いですし、やはり満足度もそちらのほうが高いです。

　なので、この条例の部分でも、一般的に広くチラシをつくって周知する等も必要なのかなと思いますが、皆さんがそれを手に取って見るとか、熟読するとか、それを理解して自分のものにするというのはなかなか難しいかと思いますので、できるのであれば、個々のワークショップ的なものをやって、それで皆さんが理解を深めていくというふうな取組みは必要かなと思います。

　なかなか、「誰がするねん」とかマンパワー的に難しいというところもあると思いますが、そういった取組みもいいのではないかなと、思いました。

　最後の、事例もそうだと思います。合理的配慮というのは双方が歩み寄っていくものですが、結果的に双方が我慢するというのもあまりいいことではないので、双方が我慢しないような歩み寄りができればと思います。なかなか100点の回答は得れないと思いますが、そういった取組みができたらいいかなと思います。以上です。

○会長　ありがとうございます。近畿運輸局さま、お願いします。

○＜近畿運輸局＞　本日は、障がい者差別解消の取組み・事例等の報告もいただきましてありがとうございました。

　私どもでも、バリアフリーに関する研修とか、事業者に対する講習等の場におきまして、差別解消法について推進していくという考えで行っております。引き続き、障がいを理由とする差別の解消について推進していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。以上です。

○会長　市長会代表さま、お願いします。

○＜交野市＞　まず、このような貴重な協議会に参加させていただきましてありがとうございます。

　本市におきましては、障がいの差別に関する相談件数というものは、他市に比べましてもあまりないという現状ではあります。

　庁内各部署等に対しまして、差別解消法に関しての研修等につきましては、これまでもさせていただいていたところではございます。

　ただ、ここ数年、コロナ禍等といった影響もありまして、なかなか大勢の人数で集まるということが難しい状況もあり、若干検討する場が少なくなってきていたといった現状がございました。

　本日のお話でもございましたが、合理的配慮に関する取組みでありましたり、そういった差別解消に関する取組みにつきまして、本市におきましても、大阪府の皆さまの情報でありましたり、他市の情報・事例なども参考にさせていただき、障がいのある方が生活を送る上で住みやすいと思っていただけるような環境整備ができるよう、今後もそういった取組みを進めていきたいと考えておるところでございます。

　今後とも、こういった協議会でありましたり、皆さまのご意見などを聞かせていただき、参考とさせていただけたらと思っております。本日はどうもありがとうございました。

○会長　ありがとうございます。町村長会代表さま、お願いします。

○＜忠岡町＞　本日は、このような貴重な会に参加させていただきましてありがとうございます。

　私自身、10年前に10年間ぐらい福祉でずっと勤務しており、異動で10年ほどご無沙汰しておりましたが、また最近戻ってまいりました。

　10年前に、いろいろと障がい者の社会参加などの事業にも参加させていただいていまして、その頃に起きていた問題と、今、この協議会でお話を聞かせてもらったなかで、「あんまり世の中変わってないな」というのが非常に感じたところです。障がい者の社会参加も含めて、差別の問題というのは大きく出てくると思うのですけれども。

　私が10年前にいたときには、障がい者団体さんと話をして、あえて何の前触れもなく、普通のホテルに社会参加という名目で旅行に参加しました。そこで、障がいがあれば、我々のほうですべてサポートをするということで参加させていただいて、それを何回も繰り返していると、そのうち大きいホテルなどは、障がい者団体が行くと聞いたら、あわててスロープをつけてくれたりとか対応してくれるようになってきていることは、「少し社会が変わってきたな」と当時は感じていたのですが、先ほどの事例のようないろいろと細かい問題などは、まだまだ無くなっていないのですね。

　その頃から言っていたのが、「健常者に優しいまちは、当然のごとく、障がい者にも優しい」、その逆も言えると考えていけば、障がい者が快適に過ごせるのであれば、当然のごとく健常者も快適に過ごせます。

　先ほどの事例にありましたスーパーマーケットの問題ですね。われわれが普通に買い物に行ったときでも、どこに商品があるかわからないとき、必ず店員さんに聞くと思います。その場合、店員さんは必ず案内してくれると思います。僕だけに案内してくれたわけではなくて、ほかのお客さんも案内していると思うのです。一日のトータルでどのくらいの数を案内しているかわからないのですが、１時間・２時間はそういう案内に取られる場合もあると思います。

　ですので、障がい者の方に、一時間取られたというのは、その部分だけを捉えるとそういうことになるかもしれませんが、毎日ではないと思います。先ほど僕が言ったみたいに、「障がい者に優しいまちは、当然のごとく健常者にも優しい」という考えで言えば、面倒くさい・面倒くさくない、儲けが少なくなってしまうから等、いろいろな問題があるかもしれません。けれど、誰のためにこの仕事をしているのかということを考えたときに、すべて丸く収まっていくような方法は絶対にあると思いますので、こういう協議会のなかで発信していく、われわれ行政職員もそういうところに対して、どんどん、どんどん発信していきたいと考えさせられた協議会でした。私のなかでは非常に参考になりました。どうもありがとうございます。

○会長　ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、すべての議題を議論いたしました。

　それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局　それでは、これにて、「第１８回大阪府障がい者差別解消協議会」を閉会させていただきます。本日は長時間にわたり熱心な議論をいただきありがとうございました。

　机の上の資料のうち、緑色のファイルは、また次回以降も使用させていただきたいと思いますので、そのまま置いてお帰りください。

　それでは、皆さま、お忘れ物がございませんよう、お気をつけてお帰りください。本日は、本当にどうもありがとうございました。

（終了）